

鳴門市DX推進アドバイザー業務仕様書

1. 業務の目的

デジタル技術を徹底活用することにより、行政サービス改革を進め、単にデジタル化を進めるだけではなく、デジタル技術をツールとして有効活用することにより、市民生活をより良い方向へ変革することを目指し、「鳴門市 DX 推進計画」を令和 5 年 3 月に策定をした。

本業務は、専門的知識及び経験を有する外部の専門組織等にDX推進アドバイザーを委託するものである。

2. 履行場所

鳴門市役所庁舎のほか、受注者が用意する場所で鳴門市の承認を得た場所

3. 履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日

4. 業務内容

本業務の遂行にあたっては、デジタルに関する専門的知識・技術を有するDX推進アドバイザーを選任し、以下の項目を実施するものとする。なお、(1) から (4) までの業務中、4 回程度の本市訪問による打合せ・研修、40 時間程度のウェブ会議を想定している。

(1) DXマインドセット研修（以下「研修」という。）の実施

DXの本質と職員の意識を改革する研修を、全職員を対象とした90分程度、午前・午後の最低2回開催する。

研修内容を録画し、鳴門市に録画のデータを渡す。なお、鳴門市は、当該録画データを職員研修の目的のみに使用する。

(2) DX推進ワークショップの開催

今後のDXに関する市民向けサービスの方向性をまとめるトレーニングとして職員向けワークショップを午前・午後の最低2回開催する。

(3) DX推進に向けての課題抽出シート作成及びヒアリングの実施

DX推進に向けて各所属の課題抽出を行うためのヒアリングシートの作成と各所属が記載をしたシートの課題について、ヒアリングを行い、課題解決の方法を指南する。

(4) 課題解決に向けた助言

各課がDX推進の課題解決に取り組む上で、適時ヒアリングを行い、各課の課題解決にむけて、助言を行う。

5. 業務実績

受注者は、次の要件をすべて満たす者（1名以上）をDX推進アドバイザーとして選任すること。

- （1）デジタルに関する専門的知識・技術を有し、自治体等に対し支援等の実績がある者
- （2）組織におけるマネジメント経験が3年以上ある者。
- （3）自治体のデジタル関連支援事業の責任者として1年以上の実務実績のある者。

6. 成果物

- （1）DXマインドセット研修録画データ（研修終了後、データで提出）
- （2）ヒアリングシート（研修終了までにデータで提出）
- （3）支援時議事録（適宜、データで提出）
- （4）業務実績報告書（令和7年3月31日までにデータで提出）

7. その他

- （1）本業務の実施にあたり、他団体における先進技術の活用による業務効率化等、DX推進の実施実績に基づき、本業務の意図、目的を十分理解したうえで実行すること。
- （2）本業務の実施にあたり、詳細な内容については、あらかじめ発注者と協議するとともに、不明な点や改善の必要性がある場合、又は執行上の疑義が生じた場合は、必ず発注者の指示を受けて実施すること。
- （3）受注者は、市の担当者との打ち合わせや連絡に柔軟に対応すること。
- （4）本業務の契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させてはならない。ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りではない。
- （5）本仕様書に定めのない事項に関しては、その都度、発注者及び受注者両者が誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。
- （6）DX推進アドバイザーが本市の調達に関与することはない。よってDX推進アドバイザーの派遣元の事業者が本市のプロジェクトに関連する調達案件の入札に対して参加を制限されることはない。
- （7）本市におけるDX推進に関連するアドバイザーとの支援範囲の明確化、すみ分けについては、本業務開始事前に本市と協議することとし、円滑なDX推進アドバイザー業務の実施を図ることとする。